



ふるさとぬまた未来創造奨学金

沼田市への愛着と誇りをもち、大学等を卒業後、市内に在住し、沼田市に貢献できる若者の育成を目的として、奨学金を給付する制度です。

沼田市教育委員会

制度の概要

若者の夢と希望を実現するとともに、本市発展のための未来へ投資する制度で、大学等を卒業後、市内に居住し、本市に貢献できる人に奨学金を給付します。

1 募集人員

大学等へ進学希望者 若干名

2 申請資格

令和9年度に大学等（学校教育法に規定されている大学（大学院を除く。）、短期大学、専修学校又は高等専門学校）の4年生）への進学を希望している者のうち、次の(1)から(6)までの全てに該当すること。

- (1) 本市発展のために貢献する意欲のある者
- (2) 大学等の受験時に市内に住所を有する者で、大学等を卒業後、3年以内に本市に居住し、かつ、5年以上本市に居住する意思のあるもの
- (3) 市内に3年以上居住する者と生計を一にする者、又は沼田市教育委員会が同等と認める者
- (4) 奨学金の給付を受けようとする年度の前年度の3月31日現在において満30歳未満である者
- (5) 学力優秀、品行方正である者
- (6) 他の制度による奨学金（沼田市奨学資金貸付金を除く）その他これに類する資金の給付を受けていない者

3 奨学金の額

給付する奨学金の月額、10万円以内とします。

4 奨学金の給付期間

在学する大学等の正規の修業年限とし、4年を上限とします。

5 奨学金の申請の手続

ふるさとめまた未来創造奨学金申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて提出してください。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 奨学生推薦調書（様式第3号）
- (3) 奨学金の給付を受けようとする者を含む世帯員の戸籍全部事項証明書及び連帯保証人の戸籍個人事項証明書

- (4) 保護者及び連帯保証人の印鑑登録証明書
- (5) 保護者及び連帯保証人の市税の完納証明書
- (6) その他教育委員会が必要と認める書類

6 奨学生の選考

奨学生は、学業に対する意欲、沼田市に貢献する意思等を確認の上、以下により選考します。

- ・ 書類選考
- ・ 小論文、面接

7 修学状況及び定住状況の報告

奨学生は、その修業状況について、毎年教育委員会が定める期日までに、在学証明書及び学業成績証明書を教育委員会に提出しなければなりません。

奨学生であった者は、大学等を卒業後、本市に居住を開始してから5年が経過するまで、教育委員会が定める期日までに、定住状況等報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければなりません。また、奨学生であった者が、大学等を卒業後、すぐに本市に居住を開始しない場合も同様となります。

- (1) 奨学生であった者の住民票の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

8 奨学金の給付の停止及び廃止

奨学生は、次の(1)から(3)のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を停止、又は廃止することになります。

- (1) 大学等を休学又は退学したとき
- (2) 大学等の成績又は素行が不良であるとき
- (3) その他ふるさとぬまた未来創造奨学金給付規則に違反し、又は教育委員会が奨学生として適当でないと認めたとき

9 奨学金の返還

給付型の奨学金であるため、基本的に返還の必要はありませんが、次の(1)から(3)のいずれかに該当するときは、給付を受けた奨学金の全部又は一部を返還することになります。

- (1) 奨学金の給付を廃止されたとき
- (2) 大学等を卒業後、3年以内に市内に居住しないとき
- (3) 大学等を卒業し、市内に居住してから5年以内に転出（一時的な転出を除く。）したとき

10 奨学生の決定までの流れ

- (1) 募集期間・・・・・・・・・・令和8年8月3日（月）から9月30日（水）まで
- (2) 一次審査・・・・・・・・・・10月中
- (3) 二次審査・・・・・・・・・・11月中
- (4) 奨学生の内定・・・・・・・・12月中
- (5) 奨学金の支払い開始・・・大学等への合格確認後

11 申請方法

事前に電話予約の上、申請書類を学校教育課に提出してください。

受付時に申請書類の内容について確認しますので、ご本人がお越しください。

12 受付期間（期間厳守）

令和8年8月3日（月）から9月30日（水）まで

※窓口でのご提出は9時から17時まで、平日のみ受け付けています。

13 受付場所・お問い合わせ先

〒378-8501

沼田市下之町 888 番地 テラス沼田3階

沼田市教育委員会事務局 学校教育課

電話 0278-23-2111（内線）3316